

## 特別支援学校教諭免許状への新教育領域追加申請手続きについて (認定講習等で単位を修得の後、検定により領域を追加する場合)

### 提出先

山口県教育庁教職員課人事企画班(免許担当) TEL 083-933-4550  
〒 753-8501 山口市滝町1-1(山口県庁14階)

### 書類の提出

- (1) 必要書類を整え、直接又は郵送により提出してください。
- (2) 申請用紙は、必要に応じて上質紙にコピーしてご使用ください。
- (3) 郵送する場合は、封筒の表に「新教育領域追加申請書在中」と朱書してください。

### 手数料

手数料は、下記の金額を山口県収入証紙で納入してください。

※ 県外在住者で山口県収入証紙の入手が困難な方は、現金又は郵便為替を送付してください。なお、郵便為替の場合は、受取人を記入しないこと。

出 願 書 類	手 数 料
新教育領域追加申請書(第10号様式の2)	3,300円
教育職員検定願(第10号様式の3)	1,700円

### 提出書類等

- (1) 別紙「普通免許状の申請に必要な書類」に定める書類
- (2) 現在の氏名及び本籍地都道府県が、提出書類等に記載されたものと異なる場合は、戸籍抄本又は市町村の発行する戸籍記載事項証明書を同封してください。
- (3) 免許状送付用封筒  
角形2号の封筒に、530円分の切手を貼付し、宛名を明記してください。
- (4) 証明書は開封した場合は無効となるので、厳封されたものを提出してください。

### 申請書類作成上の注意

- (1) 申請者の氏名は、戸籍のとおりを楷書で記入すること。
- (2) 「人物に関する証明書(第6号様式の3)」及び「実務に関する証明書(第9号様式)」の実務証明責任者は、現職の場合次のとおり。
  - ① 大学附置の国立又は公立学校の教員・・・学長
  - ② 県立学校の教員・・・県教育委員会
  - ③ 市町村立学校の教員・・・市町村教育委員会
  - ④ 私立の学校の教員・・・学校法人の理事長
- (3) 申請者が外国人の場合は、本籍地都道府県の欄は、国籍を記入すること。また、国籍、氏名等は、在留カードのとおり記入すること。
- (4) 新教育領域追加の申請は、山口県教育委員会から授与された特別支援学校教諭免許状(盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状及び養護学校教諭免許状を含む。)が対象となります。  
他都道府県教育委員会が授与した特別支援学校教諭免許状への新教育領域の追加については、授与した都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<追加申請書記入例>

第10号様式の2（第4条関係）

追加年月日	
番 号	
根拠規定	

新教育領域追加申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

山口県教育委員会 様

本籍地都道府県名のみ記入

本籍地 山口県

都道府県

郵便番号 753-8501

申請者 住 所 山口市滝町1-1

ふりがな やまぐち た ろう

氏 名 山 口 太 郎

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

(電話083局933-4550番)

下記の新教育領域の追加の定めを受けたいので、教育職員免許法第5条の2第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

追加を申請する領域の番号を○で囲む

記

新教育領域	<ul style="list-style-type: none"><li>① 視覚障害者に関する教育の領域</li><li>2 聴覚障害者に関する教育の領域</li><li>3 知的障害者に関する教育の領域</li><li>4 肢体不自由者に関する教育の領域</li><li>5 病弱者に関する教育の領域</li></ul>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

山口県収入証紙はり付け欄

(消印しないこと。)

注 1 「新教育領域」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

2 太枠内は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。